

## 拒絶査定

特許出願の番号 特願2009-130562  
起案日 平成25年10月 2日  
特許庁審査官 古屋野 浩志 9419 2N00  
発明の名称 3ローター式ピッチングマシン  
特許出願人 スナガ開発株式会社  
代理人 仁科 勝史

この出願については、平成25年 5月24日付け拒絶理由通知書に記載した理由によって、拒絶をすべきものです。

---

この査定に不服があるときは、この査定の謄本の送達があった日から3月以内（在外者にあつては、4月以内）に、特許庁長官に対して、審判を請求することができます（特許法第121条第1項）。

（行政事件訴訟法第46条第2項に基づく教示）

この査定に対しては取消訴訟を提起することはできません。この査定についての審判請求に対する審決に対してのみ取消訴訟を提起することができます（特許法第178条第6項）。

---

部長／代理	審査長／代理	審査官	審査官補
	中槇 利明	古屋野 浩志	
	9021	9419	

---